

年末年始業務のお知らせ

市役所、市の関連施設は、年末年始の期間、下記のとおりお休みします。

施設・業務・問い合わせ先等		休業日等
市役所	本庁(☎73-3000)	12月28日(土)～1月5日(日) 出生・死亡・婚姻など戸籍の届け出は、本庁および各支所の宿日直が受け付けます。
	各支所 山本(☎63-1000)、三野(☎73-3111)、豊中(☎62-1000) 詫間(☎83-3111)、仁尾(☎82-5100)、財田(☎67-0100)	
文化施設	図書館 高瀬(☎72-5631)、山本(☎63-1041)、三野(☎73-3121) 豊中(☎62-6430)、詫間(☎83-6828)、仁尾(☎56-9565) 財田(☎67-0108)	12月28日(土)～1月3日(金)
	山本町生涯学習センター(☎63-1041)、仁尾町文化会館(☎56-9565)	
	宗吉かわらの里展示館(☎56-2301)、詫間町民俗資料館・考古館(☎83-6858) マリンウェーブ(☎56-5111)	12月29日(日)～1月3日(金)
スポーツ施設	高瀬町体育館・高瀬町武道館(☎73-3005)、高瀬B&G海洋センター(☎73-4700)、三野町体育センター(☎73-3111)、豊中町体育館(☎62-1113)、豊中サンスポーツランド(☎62-6163)、豊中町トレーニングセンター(☎62-6540)、詫間町体育センター・詫間町武道館・詫間町市民運動場・詫間町水出運動公園(☎83-4307)、三豊市弓道場(☎83-6221、83-4307)、仁尾町体育センター(☎82-5100)、財田町総合運動公園・財田B&G海洋センター(☎67-3721)	12月28日(土)～1月3日(金)
	緑ヶ丘総合運動公園(☎72-1500)、山本ふれあい公園(☎63-1041)	12月28日(土)～1月4日(土)
その他	たかせ人権福祉センター(☎72-2501)、上高野文化センター(☎62-2377)、ふれあいプラザにお(☎82-2607)、前田児童館(☎72-5594)	12月28日(土)～1月5日(日)
	上高野児童館(☎62-5463)	12月29日(日)～1月6日(月)
	豊中コミュニティセンター(☎62-5205)	12月28日(土)～1月4日(土)
病院	西香川病院(☎72-5121)	12月28日(土)～1月5日(日)
	永康病院(☎83-3001) ※救急の場合は、お問い合わせください	
	財田診療所(☎67-3800)	
コミュニティバス	12月30日(月)～1月3日(金)まで運休します。(ただし、詫間線・荘内線は12月30日(月)・31日(火)も休日ダイヤで運行します) ◆問い合わせ 管財課(☎73-3003) ◆委託業者 高瀬線北コース・高瀬線南コース・高瀬仁尾線(鴨田タクシー(株)☎72-2121)、山本線・財田高瀬線(山本タクシー(株)☎62-2128)、三野線・高瀬観音寺線((有)さくらタクシー☎72-5048)、豊中仁尾線・仁尾線((株)河田タクシー☎24-2918)、詫間線1号車・荘内線((有)浦島観光☎84-6350)、詫間線2号車・詫間三野線((有)詫間交通☎83-3136)、財田観音寺線1号車((有)双葉タクシー☎67-2076)、財田観音寺線2号車(イロハタクシー(有)☎25-1682)	
ごみ収集	12月31日(火)～1月3日(金)まで、市内全域でごみ収集を休止します。収集日に変更がある場合は、チラシなどでお知らせします。 ◆問い合わせ 環境衛生課☎73-3007	
引取り 野犬	年内は12月26日(木)まで、年始は1月6日(月)から平常業務となります。 ◆問い合わせ 環境衛生課☎73-3007	
し尿汲み取り	年内に汲み取りを希望する人は、次の日付までに居住地域の委託業者へお申し込みください。 ◆12月14日(土) 高瀬町((株)ダックス☎72-5467)・豊中町((有)豊中衛生社☎62-2015)・詫間町((有)詫間清掃☎83-2419) ◆12月20日(金) 山本町(山本衛生社☎63-2312)・三野町((有)三野津衛生社☎72-1086)・仁尾町((株)アドバンス☎82-2783)・財田町(財田クリーン☎67-2182) ◆年始は1月6日(月)または1月7日(火)から平常業務となりますので、委託業者にお問い合わせください。	
水道	年末年始に水道の開栓・閉栓・名義変更をする人は12月27日(金)までに水道局料金センター、市民課または各支所で手続きをしてください。年始は1月6日(月)から平常業務となります。 ◆問い合わせ 水道局料金センター(☎62-2142)	

※その他の施設については、早めに各施設にお問い合わせください。



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

国民年金保険料の追納をおすすめします
国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)や若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。
これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。
ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。
希望する人は、印鑑を持参の上、市民課または各支所でお申し込みください。
国民年金保険料の収納業務を民間委託しています
過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、次の委託事業者から電話・文書・戸別訪問により、納付の案内をする場合があります。
事業者名…(株)バックスグループ
電話番号…0120(987)927
会社を退職した人は国民年金の手続きをお忘れなく
会社に勤める人の多くは、国民年金第2号被保険者として加入していますが、会社を退職した場合は、第1号被保険者になります。

また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から第1号被保険者になります。
第1号被保険者になった場合は届け出が必要ですので、年金手帳、印鑑、退職した日がわかる証明書を持参の上、市民課または各支所で手続きをしてください。
【国民年金保険料の納付が困難な場合】
前年度または当年度に会社を離職し、失業していることが確認できる場合は、本人の所得の有無に関わらず、保険料免除(全額、4分の3、半額、4分の1)が認められます。ただし、配偶者や世帯主に所得があるときは、認められない場合もあります。
希望する人は「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出が必要です。雇用保険受給資格者証等の写し、年金手帳、印鑑を持参の上、市民課または各支所で手続きをしてください。
主婦年金からの切り替えが2年以上以上遅れたことがある人、今すぐお問い合わせを!
サラリーマンの夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため保険料が未納となっている主婦が、手続きをすることにより年金を受け取れるようになる場合があります。
夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。

社会保険労務士による年金相談

日時 12月11日(水)
午前10時～午後3時
場所 三豊市役所西館
持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの
※代理人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要
▼問い合わせ
街角の年金相談センター 高松(オフィス)
☎087(811)6020

の手続きが2年以上遅れたことがある人は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。
専業主婦の年金が改正され、手続きをすることにより「未納期間」を「受給資格期間」に参入することができるようになります。
※妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です
・65歳以上の人は、問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます。また、65歳未満の人は、障がい・遺族年金を受け取りやすくなります。
▼問い合わせ
国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050